

1

**太宰府市産後ケア事業
利用パスポート**

利用者名： _____

住所：太宰府市 _____

お子様の誕生日：令和 年 月 日

◆1歳の誕生日の前日までご利用いただけます。

太宰府市産後ケア事業の利用に際して以下のことを行います。

- 世帯状況の確認及び利用者負担に係る世帯区分のために太宰府市が住民基本台帳及び課税状況を確認すること。
- 産後ケア事業の利用に必要な情報を、太宰府市が委託事業者に情報提供すること及び委託事業者が太宰府市に必要な個人情報を提供すること。
- 産後ケア事業利用時、利用料金を事業者を支払うこと。
- 予約日の前々日17時以降にキャンセルした場合は、キャンセル料として、利用料金を事業者を支払うこと。

◆このパスポートは母子健康手帳に貼付してください
◆利用時は必ずこのパスポートを施設担当者へご提示ください
◆市外へ転出された場合はご利用できません
※利用日時点太宰府市に住民登録がない場合は事業料を全額負担していただきます
◆発熱や感染症等の疑いがある場合はご遠慮いただき、予約施設へ必ずご連絡ください
◆キャンセル・変更は早めに予約した施設へご連絡ください
◆パスポートの発行は1回の出産につき1枚限りです

*以下は実施担当者にご記入ください

回	日	ケアの種類	実施施設名
1	R / 年	宿泊・通所・訪問	
2	R / 年	宿泊・通所・訪問	
3	R / 年	宿泊・通所・訪問	
4	R / 年	宿泊・通所・訪問	
5	R / 年	宿泊・通所・訪問	
6	R / 年	宿泊・通所・訪問	
7	R / 年	宿泊・通所・訪問	

利用料金（1回の利用あたり）

宿泊	3,000円
※1泊2日で	6,000円
通所	2,000円
訪問	1,000円

住民納非課税及び生活保護世帯の方で利用料金の免除を希望する場合は、事前申請が必要です。

◆お問い合わせ◆
太宰府市子育て支援課
母子保健係
☎092-555-6781

【①パスポート対象者】

- 太宰府市外からの転入者

2

太宰府市

新生児等聴覚検査助成券
産婦健康診査受診券
産後ケアパスポート

母子 _____

見本

○太宰府市外に住民票を移した日以降は使用できません。
市外に転出した場合は、転出先の市町村にお問い合わせください。
○この冊子は、指定医療機関または施設等で使用できます。
指定医療機関等は、市ホームページでご確認ください。
指定医療機関等以外で受診・利用した場合は、一旦自己負担し、太宰府市子育て支援課で助成の申請手続きをしてください（期限、上限額あり）。
○紛失されても再交付できません。大切に保管してください。

氏名（母）： _____

氏名（子）： _____

住所：太宰府市 _____

◆お問い合わせ◆ 太宰府市子育て支援課母子保健係
☎ 092-555-6781

【②パスポート（黄色）対象者】

- R7年5月～R8年3月に

母子手帳交付の方

太宰府市

妊婦歯科健康診査受診券
新生児等聴覚検査助成券
産婦健康診査受診券
1か月児健康診査受診券
産後ケア事業利用パスポート

母子 _____

見本

○太宰府市外に住民票を移した日以降は使用できません。
市外に転出した場合は、転出先の市町村にお問い合わせください。
○この冊子は、指定医療機関または施設等で使用できます。
指定医療機関等は、市ホームページでご確認ください。
指定医療機関等以外で受診・利用した場合は、一旦自己負担し、太宰府市子育て支援課で助成の申請手続きをしてください（※妊婦歯科健診を除く。申請期限、上限額あり）。
○紛失されても再交付できません。大切に保管してください。

氏名（母）： _____

氏名（子）： _____

住所：太宰府市 _____

◆お問い合わせ◆ 太宰府市子育て支援課母子保健係
☎ 092-555-6781

【②パスポート（紫色）対象者】

- R8年4月以降に母子手帳交付の方

※流産や死産を経験して1年未満で心身の不調がある方も対象となります。（母子手帳交付前に流産となった場合も対象となります）

※時期は多少前後する場合があります。①もしくは②のどちらかを発行していますのでご確認ください。